

## 第3回 原子力発電所緊急時対策所 設計指針検討会 議事録

1. 日時 平成20年7月11日(金) 13:30～16:30

2. 場所 (社)日本電気協会 4階 D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員:長橋主査(日本原子力発電),飯塚(東北電力),石合(電源開発)、磯野(四国電力),  
岡村(日本原燃)、白土(日本原子力研究開発機構),田尻(九州電力),田中(中  
国電力),辻(関西電力),中田(北陸電力), (10名)

代理委員:森(中部電力・井上副主査代理)、斎藤(東京電力・大倉代理),松田(日本原子力  
技術協会・花田代理)長谷川(北海道電力・早川代理)(4名)

常時参加者:岩崎(関西電力),小林(日本原子力発電)(2名)

オブザーバ:阿倍(日本原子力研究開発機構)

事務局:田村

4. 配布資料

資料No.3-1 第2回 原子力発電所緊急時対策所 設計指針検討会 議事録(案)

資料No.3-2 緊急時対策所設計指針検討会 調査表 取りまとめ結果

資料No.3-3 緊急時対策所 各事業者の状況と指針のカバー範囲について

資料No.3-4 耐震性の記載案に対するコメント集約表

資料No.3-5 原子力発電所緊急時対策所設計指針の制定検討状況について

参考資料-1 原子力発電所緊急時対策所 設計指針検討会委員名簿(案)

5. 議事

(1) 定足数確認について

1) 事務局より,代理出席の報告があり,主査の承認があった。

2) 事務局より,オブザーバ参加の報告があり,主査の承認があった。

3) 事務局より,各社の異動に伴い,森氏(中部電力井上委員の後任)、松田氏(日本原子力技術  
協会花田委員の後任)を次回の安全分科会で委員候補とする報告があった。

(2) 前回議事録の確認について

事務局より,資料No.3-1に基づき前回議事録案の説明があり,了承された。

(3) 「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」骨子案の検討について

1) 調査表取りまとめ結果について

主査より,資料No.3-2に基づき,調査表取りまとめ結果の説明があった。電源系の記載につい  
て各社で再確認することとなった。主な意見は以下のとおり。

- ・国内適用基準について各社で差異が見られるが,基本的に安全設計審査指針とこれに対応し  
た火原協の指針,省令62号が適用基準と考えられる。

- ・安全設計審査指針での要求事項は「必要な指令を発するための対策所」、省令 62 号では「適切な措置をとるための対策所」と微妙な差がある。米国では、機能的に E O F（対策指令本部）と T S C（技術サポートセンター）と分けている。位置づけの議論は 2) で実施
- ・検査等適用とは、電事法等で緊対所の扱いがどうなっているかの認識合わせの項目。省令 62 号対応としての別表改正以降、工認上の扱いは添付書類となっている。
- ・スペースについて、火原協指針では必要な設備を収納できることとなっているが、以前提案した安衛則で算出した気積を要求事項とする必要があるか意見をお聞きしたい。  
有効広さは、使用条件とも絡んでくるが、原子力防災要員等の法令からの要求で求められる緊対所に入るべき必要な人員数を決めて、論理的に広さを出すべきであり、何らかの根拠が必要と思う。
- ・電源について、S P D S 等の伝送系は各社とも非常用電源と繋がっていることが確認できたが、緊対所としての電源への要求事項は必ずしも明確ではなく、新指針へどう落とし込むかを整理するために、その他電源について再度確認を依頼したい。

## 2) 指針のカバー範囲について

主査より、資料 No.3-3 に基づき指針のカバー範囲についての説明があった。新指針のカバー範囲は、資料のとおり原子力災害、自然災害（地震等）、設備災害（火災等）とすることで了承された。主な意見は以下のとおり。

- ・基本機能を明確にする必要性について確認した。  
緊対所は、もともと米国の T S C（技術サポートセンター）の設計から入ってきている（どちらかというと省令 62 号の要求に近い）。また、安全設計審査指針は E O F（対策指令本部）に近い。
- ・基本機能は、特に指針に記載するものでなくイメージを合わせるもの。T S C と E O F を合わせたものと理解すれば良い。
- ・緊対所を使用する災害については、もともとの指針のカバー範囲である原災法に加え、中越沖地震自衛消防情報連絡WGで提言された、プラント側の火災や地震でも緊対所の機能を活用するため、これらも新指針のカバー範囲となると考えられる。
- ・新指針のカバー範囲は、原子力災害、設備災害（火災等）、自然災害（地震等）として、運用側の J E A G と齟齬がないように進めていく。

## 3) 耐震性の記載について

主査より、資料 No.3-4 に基づき耐震性の記載案に対するコメント集約表の説明があった。耐震性の記載について各社よりコメントを頂いており、引き続き検討を継続することで了承された。

## 4) 設計指針の制定検討状況について

主査より、資料 No.3-5 に基づき設計指針の検討状況についての説明があった。本資料は、次回の安全設計分科会等での説明用資料であり、一部修正が必要であるが、記載内容について各社で次週までに確認することとなった。

6. その他

次回の検討会の開催日は、9月17日の13時30分からとした。

以 上